



フランスの高等教育における研究倫理：  
オルレアン大学の例

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: ベルグニュ, ガブリエル, 高垣, 由美 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00007017">https://doi.org/10.24729/00007017</a>

# フランスの高等教育における研究倫理 ——オルレアン大学の例

ガブリエル・ベルグニユ

本稿は大阪府立大学で、2016年1月14日に研究公正をテーマに行った講演に、加筆修正したものです。外国人招へい教員事業で私を招待して下さった大阪府立大学、この講演を私に依頼して下さった萩原弘子教授、調整や本稿の翻訳をして下さった高垣由美教授に感謝します。

まずはフランスの大学システムの背景を説明します。これにより倫理の諸問題が、研究という特定の状況下でどう扱われてきたかについて、光をあてることができるでしょう。続いて、学生と教員・研究者が研究倫理の原則を守っているかを監視する様々な決定機関と、諸手続きにおいて、これらの諸問題を提示します。なお、2016年1月に行った講演の内容に続けて、同年5月に博士課程教育の法規定に導入された新たな要素について最後に触れました。この新要素は、研究倫理の諸問題が現在高い関心を集めていることを示しています。

## 1. オルレアンとフランスの大学の状況

オルレアン大学は国立の高等教育研究機関で、パリ地域の南に接する人口250万のサントル＝ヴァル・ド・ロワール地域圏の中心都市にあります。オルレアン市とその周辺の人口は約25万人で、トゥール大学とともに、バカロレア取得後に地元で学業の継続を希望する高校生の大半を受け入れています。ローマ教皇の勅書に基づいて設立されたオルレアン大学の誇りは、西洋全体で最古の20大学の1つに数えられていることです。1306年に認可されましたが、他のすべての大学（及びより一般的にはすべてのギルド）と同様、1789年のフランス革命の時に閉鎖されまし

た。他の約15の都市では1807年以降に大学が再開校されたのとは異なり、オルレアンでの再開校は1960年からです。折りしも、学生数の爆発的增加により、パリのソルボンヌ構内では適切な環境で新生を受け入れられなくなっていたのでした。

現在オルレアン大学は、学生16,000名、教員800名、事務職員・技術員600名を抱え、以下の4学部を有します。

- 言語、文学、人文科学
- 法学、経済学、経営学
- 理学、工学
- 地質学、天文学

これに4大学技術研究所、1理工科学学校、1教員養成センターが加わります。大学の周辺には、大学再設立の際に設置された公的研究施設として、国立科学研究センター（CNRS）の物理部門、地質鉱山調査所（BRGM）、国立農学研究所（INRA）があります。

毎年オルレアン大学は、3,000の学士号、1,000の修士号、そして諸研究センターと提携して約100の博士号を学生に対して授与してします。さらに約20の研究指導資格を、すでに職に就いている教員に対して授与しています。これは教授候補者に必要な学位です。以上の学位は、オルレアンで提供されている工学、法学、文学、人文社会学、科学、スポーツ科学・体育学分野の教育全体と教職関連資格を含んでいますが、医学研究はこの数に入っていません。

## 2. 平等主義、法律尊重主義、普遍主義

初めに知っておいていただきたいのですが、教育機関で研究倫理の諸問題を担当するために設立された部署は、ほとんどなく、少数ながらも存在する部署は、国の規定により設置されたということです。これらの部署は、高等教育省の定める行政命令を適用してできたもので、すべての機関において同じです。研究倫理問題の重要性は誰もが認めるのに、それを担当する組織がほとんど存在しないということ、どう説明すればよいのでしょうか。

それはまず、教育システム内部での平等主義という公的制約です。実際、大学間では真の競争は存在しません。すべての大学で、同一条件で同一の学位を授与する義務があるからです。高等教育の評価における実際の序列は、様々な大学の地位によるのではなく、高レベルの入学試験を課して学生を選抜するグランドゼコールという平行したシステムとの競合に左右されます。大学は、選考なしに全員を受け入れねばなりません。傍目には（例えば文学におけるソルボヌのように）並より高い評判を得ている大学はありますが、教育の質はどこでもほぼ同じで、大学間の競合は実際にはまず問題になりません。学生は自分の成績や居住地に関係なく、好きな都市で、好きな専門課程に登録できます。医学と工学系を除いては、登録申請の段階で、いかなる選抜も行われません。

この状況下では、不正行為の必要性は小さくなります。大して得にならない割に高リスクだからです。そのうえ大学は本質的にすべて官立ですから（*université*という名称自体、フランスでは他には使えません。）ビジネスの世界では当たり前の競争の基準は、大学関係者には縁遠いものです。格付けは重要でなく、学生自身、良い成績を収めるつもりがありません。年度末に受け取るのは、成績の記載がある合否判定一覧だけです。良が12点以上14点未満、優が14点以上16点未満、16点以上が秀で、合格に必要なのは10点です。平均が14点を超える学生は一学年で10%だけで、初年次で約50%の学生が落第します。

2つめの要因も考えに入れねばなりません。アングロ・サクソンの文化とは違って、ラテン系の文化では規則を守るという精神がかなり薄いのです。法律尊重主義は形式へのこだわりと思われ、ある種の決まりは、暗黙の合意で骨抜きにできます。それはしばしば、「何とかしよう／できる。」「何とかする手段を見つけられるはず。」という言い方で表現されます。アメリカ人とフランス人が、お互いに相手をどう見ているかと言いますと、フランス人はアメリカ人をガチガチだ、アメリカ人はフランス人をユルユルだと非難します。この状況は少なくとも部分的には、2つの文化における発想の違いから来ているのかもしれませんが。

フランスでは、民法の大部分は1804年に公布されたナポレオン法典に

由来しており、デカルト的「理性」の原理に基づいています。一つの責任の原則が法的基盤としてあり、理性ある者は（従って子供や精神病患者等への適用は除く）自己の行為に責任を持つべきという前提になっています。普遍的価値を持つ原則が幾つか規定されており、どのような刑事的シナリオにも対応すると見なされています。次にこれらの原則は、様々な分野で実際の場合に合う形に適合させられ、裁判所での適用の段になると、法解釈で補われます。ここにはまさに、フランス革命の直接の遺産があります。地方ごとに異なっていた裁判組織と特定のカテゴリーに属する人々の特権を廃止し、普遍的に転移可能なシステムを促進し（これはナポレオンがヨーロッパ大陸で始めたことです）、法を国語で成文化することを意図したのでした。

英国及びそれと同じ伝統から出た国々、特にアメリカにおいては、英国と同じ制度を継続する慣習法が尊ばれました。優先されたのは「良き慣行」の理論です。最良と考えられる慣例を選ぶために、様々な慣例があることが最重要とされます。この違いを示す対照的な例を挙げてみましょう。フランス的モデルの例は、過去の度量衡を全く考慮に入れなかったメートル法の創始です。そして英国的モデルの例は、製品の業界標準化で、市場の状況下で形成され、事前に製造者が下した決定に基づきつつ、製造者間の競争から生じる交渉能力に左右されます。

この現状の結果フランスでは、大学関係者に権利や義務を与えるような特別の法律を、大学が持つことはできません。大学関係者は万民共通の法の下にあり、具体的な適用方法に関してだけ、高等教育特有の状況にあわせるための規則の制定が、追加で必要となります。

### 3. 学生に対するもの

象徴的なことに、2016年の時点で英語版ウィキペディアの*Academic dishonesty*の項目には、対応するフランス語版がありません。贈収賄は皆無に近いです。教員に対する金銭や物品の提供は禁じられています。贈答物がほんのしるしばかりの時だけは許容されますが、その場合でも通常、贈り物は望ましくないということが再確認されます。肩書がお金

で買えるとされる状況は、企業や国際的な場での業務においてであって、学士課程や修士課程のような、通常の教育を受ける学生には無縁です。

しかし剽窃に関しては、特に今のインターネット時代、状況は同じではありません。数年前から剽窃の問題は極めて深刻であるとされ、文部高等教育研究省は、内容をチェックするために教員が自由に使える探知ソフト（現在compilatio.netが開発元）を発注しました。不正行為の深刻さに応じて、学位取消から、一大学さらにはすべての大学での登録禁止まで、一連の処分が定められています。

ウィキペディアで挙げられている様々な調査によると、関係機関での選抜レベルが低いほど、不正行為は拡大するようです。（その割合は1から5倍までいろいろです。）このため、フランスの大学はこの現象がはびこる格好の場となっています。もっとも、フランスの国自体は、不正行為が特に多い国とは見なされていません。

個人的に私は、ひどい剽窃に出くわしたことがありました。どの文をとって検索エンジンにかけても、すぐに出所のインターネットのページに行き着くようなレベルの剽窃でした。これ以降すべての試験は私が監督し、時間制限を設けて、学生に私物（特に電話）を触らせない状況で行っています。試験の課題そのものも、多肢選択問題はなく、画一的な答えでは対応できない問題にして、いかなる不正も行いにくくしています。私の個人的経験に基づく話はできませんので、以下に私の大学で実際に行われている例をとりあげます。

大学のウェブサイトから始めましょう。検索バーに*éthique*（倫理）と入力した時に最初に表示される10件は以下のものです。

1. 倫理をテーマとした、理工科学校の学生向けに毎年開催されるコンクール（2013年と2015年に1件ずつ計2件）。
2. 同じコンクールで地域規模のもの。ロータリークラブが主導し、いろいろな高等教育機関から決勝進出者を集めて行われる。（2013年と2014年の3件）。
3. 一般向け講演会のお知らせ2件。1件は健康、もう1件は安楽死について。

4. 今日では存在しない研究チームのキーワードの1つ。  
5. ある法学の准教授の公的プロフィール。  
6. 国立科学研究センターが、内部使用のために採択した「シンガポール宣言」(<http://www.cnrs.fr/comets/IMG/pdf/121030-singapour.pdf>) に関して生命科学・生物の博士課程研究科が書いているもの。  
*fraude* (不正行為) で検索すると、入力して最初に表示される8件は、以下の通りです。

1. 一般的な意味での不正行為 (例えば公開入札での発注で、商品が注文した品と異なっている場合)。
2. 試験の際の不正行為 (2件) とそれを裁定する懲罰委員会 (1件)。
3. インターネット上の剽窃を扱った3件。
4. 電子的手段に限らない、あらゆる形の剽窃を扱った1件。

要するに、大学のサイトにはほとんど何も掲載されていません。現に起きている問題が過小評価されている可能性はあるにしても、これは大学が遭遇している問題が、取るに足りないという指標になります。問題は本質的に以下の3つのテーマに集中しています。

- 電子データの使用と保護
- 剽窃
- 懲罰委員会の役割

初めの2点に関係するのは、コンピュータの普及による変化で、新しいやり方が現に行われている一方、急速な技術の進歩に、使い方に関する批判的検討が追いついていないという事です。原資料はどのように引用されるべきなのでしょう。公的な情報とは何で、法律に照らし合わせて、著作者の手になると見なせる情報は何なのでしょう。学生が大量のデータにアクセスする場合、与えられた課題の中で、その学生の寄与する部分とはどのようなものであるべきなのでしょう。検索エンジンが活躍し、アクセス自由なりソースが指数関数的に増大したため、学術的研究の成果物の条件は、入手できる内容の性質と同様変化しました。モバイルアクセスシステム、特に携帯電話のせいもあって、不正行為は容易になりました。これらの問題が提訴された場合に答えを出さないと

いけないのが懲罰委員会です。

#### 4. 懲罰委員会

高等教育機関における懲罰委員会の設置は、1992年7月13日の政令第92-657号によって定められました。

これにより各大学には、大学の活動で見られる違法な状況全般を取り扱うため、この組織を置く義務が生じました。処分は以下の6段階に分かれています。

- 訓告
- 戒告
- 在籍機関から5年間の追放
- 在籍機関からの永久追放
- すべての大学から5年間の追放
- フランスのすべての大学からの永久追放

2013年まで、懲罰委員会の委員構成は同数代表制を採用し、大学自治の伝統的組織を反映する形で、同輩による裁きを規定し、告発は教員の証言に基いていました。構成員は以下の通りでした。

- 教授層の代表1名
- 准教授層の代表1名
- それ以外の教員の代表1名
- 学生3名

これら6名は理事会が指名し、理事会は理事会構成員の中からその代表者を選んでいました。2013年に大学について定めた新法が施行され、今日では各大学が委員会の様式を決定していますが、この委員会の設置が法的義務であることに変わりはありません。

懲罰委員会の全員招集に先立って、その内部で組織される調査委員会（一般的に委員長1名を含む教員2名と学生1名で構成）が、案件の予備調査を行います。調査委員会は、まず告発者、それから被疑者、さらに告発者側や被疑者側の様々な証人から聞き取りを行います。被疑者は弁護士や法律顧問に同席を求めることができます。被疑者の権利は、以



下のように定められています。

- 当該学生は、自らに対して出されたすべての告発事項について、告発のために提出された証拠の全部を添えて、知らされるものとする。
- 当該学生は、全員出席の委員会で事情聴取を受けることとし、この際に弁明に役立つ証拠を提出するあらゆる可能性を有するものとする。
- 明白で委員会が有効と認める証拠がない限り、当該学生は有罪とされないものとする。

この予備調査後、得られた証拠はすべて懲罰委員会に提出され、懲罰委員会は告発者と被疑者に対してのみ事情聴取を行います。

一般に、有罪とされた学生は不正行為が確認された機関から追放されます。最も重大な場合には、すべての大学からの追放が宣告されます。オルレアンでは、案件が裁判機関へ送られたことはなく、事件は内部で処理され、犯罪記録に残されたものはありません。有罪となった学生は上訴できますが、通常はそうしません。

毎年8件から15件、平均して10件のケースを扱うために委員会が招集されます。その約半数が、中等教育修了資格であると同時に、大学の最初の学位ともなるバカロレアを受験する高校生に関連しています。大学生に関しては、1年で5件から8件を扱い、1万6千人の学生に対して0.05%に相当します。

## 5. 教員に対するもの

不適切な採点、えこひいきと不公平、差別等といった、最も深刻な事由は稀です。最近一部の大学でスキャンダルとなったケースがいくつかありましたが、それらの事件で問題となったのは、学生に対する振る舞いというよりは、同僚間の関係でした。ハラスメントのケースも少数で、多くの場合は当事者間の話し合いで解決され、懲罰委員会に審議が委ねられることはありません。

教員に関する懲罰委員会の構成員は以下通りです。

- 教授6名

- 准教授 4 名
- 助教 2 名
- 上記階層に属さない教員 3 名

オルレアンでは、懲罰委員会に提訴されたことが一度だけありました。提訴された理由は、他のレベルでは問題解決が不可能だったからです。通常、衝突があった場合は、構成組織（大学技術研究所、学部、学校）の長、研究所長、博士課程研究科長が介入して解決できます。懲罰委員会が招集されることは稀なだけに、そこへ訴えるということは、事態が深刻であるということになります。また懲罰委員会は公式な決定機関ですから、その意見は公的なものとなります。それゆえに、博士課程の学生の約 1% が関係し、毎年起こっている博士課程の学生と指導教員の間の衝突は、研究所長が対応に当たれない場合通常、博士課程研究科評議会に委ねられます。

懲罰委員会には同僚間のもめ事を解決する権限はありません。（教授と准教授は大直属です。）しかし、倫理的なケースに関しては判断を求められます。その筆頭が剽窃の問題で、ポリネシア大学学長に対する有責判決がこのケースでした。オルレアンでは、教授が博士論文の剽窃に関わって辞職したことがありました。もっともこの教員は二重国籍を持っていて、出身国で再就職しました。

今日ではほとんどの問題は、コンピュータの使用に関連しています（ソフトウェアの所有権、データの保護、職業上の秘密）。一般に、情報技術に関する綱領が大学の教職員全員に適用されています。この綱領は、関係者全員が法を守って行動するように、情報処理に関する権利と義務を規定しています。

## 6. 起こりつつある変化

このように、フランスの大学の歴史と文化に深く関わる理由により、倫理の諸問題は現在まで、研究者の意識の中で小さな役割しか果たしてきませんでした。大学のガバナンスにおいて倫理問題の扱いを特任とする人員や、倫理委員会は存在していません。

大学は公共サービスの1つと見なされている結果、競争は存在せず、国家公務員はその身分上、成果を上げる必要がないため、汚職が起きるリスクは抑えられています。それはちょうど、どの機関が学位を出しても同等で、成績も大して意味を持たないのと同じです。(学士課程では学生の席次はありません。)高等教育にだけ適用され、それゆえ民法の普遍性の原則に触れるような特別な規定を定めることは、旧体制(アンシャン・レジーム)という、非難の的となった昔の状態を、様々な点で連想させてしまうのかもしれませんが。原則を強調するということが、倫理綱領がそうであるように、結局何が法の基盤を成しているのかを、また繰り返すことになるでしょう。指示事項や禁止事項を挙げて、学術研究における道徳的勧告を成文化している場合、前提にあるのは、フランス的な見方では、そう行動すべきであることが自明ではないからです。これに対して、アングロ・サクソンの文化では、規則を成文化することで、それに違反した場合に懲罰決定機関へ訴えることが正当化されます。これら2つの異なったアプローチは、それぞれが高等教育についての2つの異なった考えに対応しています。その1つは、高等教育とは平等主義に基づく公共サービスであるという考えです。(従ってほぼ無償で、同じ教員団が、海外自治領土にある5大学も含むフランス全土で同じ学位を出し、学生の上げる成果は極めて凡庸で、それを補うのが、入学者を選抜するグランドゼコールの組織です。)もう1つの考えによれば、最高度の競争があるサービスを提供することで、この場合、金銭面でかなりの私的負担があり、高等教育機関は絶えず評価され、成果に応じて格付けされます。

ところが、新たな動きがあります。それは「国家資格である博士号授与にいたる教育と様式の全国的枠組みを定める」2016年5月25日の命令すなわち、フランスの博士課程における研究の法的改革です。その第三条には、博士課程研究科は「博士課程の各学生が研究倫理と研究公正の教育を受けるように留意する」と定められています。これは慣習が変化した最初の一段階で、まずは学生に知らせることから始まりました。おそらくこの方向で他の動きがあり、同様の提案が教員・研究者にも拡張

されるでしょう。したがって、この状況は発展し続けるでしょうし、これからも見守る必要があります。

(翻訳 高垣由美)